

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 いづみ印刷株式会社 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
十月六日
号外（六八）

（火曜日）

目次

規則

大分県宿泊税条例の施行期日を定める規則の制定 一

規則

大分県宿泊税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年十月六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十五号

大分県宿泊税条例の施行期日を定める規則

大分県宿泊税条例（令和八年大分県条例第三十五号）の施行期日は、令和九年六月一日とする。

令和八年十月六日

大分県報号外（規則）